

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）の用途について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられ、地方消費税率についても100分の25（消費税5%のうち1%）から63分の17（消費税8%のうち1.7%）に引き上げられた。これに伴う地方消費税交付金の増収分は、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充当する。

## 歳入歳出予算

## 歳入

(単位：千円)

予算科目			内容	予算額
6款 地方消費税 交付金	1項 地方消費税 交付金	1目 地方消費税交付金	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	225,000
計				225,000

## 歳出

(単位：千円)

予算科目			事業費	財源内訳			地方消費税交 付金(社会保 障財源化分) 充当可能経費
				国県支出金	その他	一般財源	
3款 民生費	1項 社会福祉費	1目 社会福祉総務費	290,499	89,939		200,560	200,560
		4目 障害者福祉費	144,006	32,946	3,868	107,192	107,192
		5目 老人福祉費	519,525	81,326	13,686	424,513	424,513
		7目 障害者自立支援費	410,007	290,837		119,170	119,170
	2項 児童福祉費	2目 児童手当費	640,850	545,009		95,841	95,841
		3目 母子福祉費	245,381	58,381	8,382	178,618	178,618
		7目 児童発達支援費	99,360	74,518		24,842	24,842
4款 衛生費	1項 保健衛生費	2目 予防費	6,643	216		6,427	6,427
計			2,356,271	1,173,172	25,936	1,157,163	1,157,163

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の予算額（547,000千円）の17分の7に相当する額

※2 歳出事業費は扶助費、繰出金に要する経費